

徳島県告示第二百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年八月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

株式会社象企画	同 四号	新浜町三丁目二番一	徳島市鮎喰町二丁目二〇番地の四	有限会社夢	指定居宅サービス事業者		訪問看護ステーションほし	徳島市鮎喰町二丁目二〇番地の四	指定居宅サービス事業を行う事業所	
					名称	所在地			名称	所在地
同 四号	同 一七号	南末広町二丁目八番	徳島市鮎喰町二丁目二〇番地の四	株式会社象企画	まちけんデイサービスクラブ末広店	訪問看護ステーションほし	徳島市鮎喰町二丁目二〇番地の四	通所介護	居宅療養管理指導	サービスの種類
同 十七日	同 三十日	六月	令和元年五月十四日	令和元年七月一日	同	同	同	同	同	廃止の届出 年月日